

# 令和5年度通常総会（第59回）議案

令和5年5月26日（金）

東京都 アジュール竹芝

全国海区漁業調整委員会連合会

# 令和5年度通常総会次第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 来 賓 祝 辞

4 議 長 選 出

5 議 事

第1号議案 令和4年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和5年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

I 海区漁業調整委員会制度について

II 沿岸漁場の秩序維持について

III 太平洋クロマグロの資源管理について

IV 沿岸資源の適正な利用について

V 漁業法改正後の制度運用について

VI 外国漁船問題等について

VII 海洋性レジャーとの調整等について

第4号議案 次期総会の開催地について

6 表 彰

7 報 告

会長、副会長及び役員の交代について

8 閉 会

# 目 次

## ○議案関係

第1号議案	令和4年度事業報告書	.....
	令和4年度収支決算書	.....
	令和4年度剰余金処分(案)	.....
第2号議案	令和5年度事業計画書(案)	.....
	令和5年度収支予算書(案)	.....
第3号議案	協議事項(中央要望活動)	.....
	Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について	.....
	Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について	.....
	Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について	.....
	Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について	.....
	Ⅴ 漁業法改正後の制度運用について	.....
	Ⅵ 外国漁船問題等について	.....
	Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について	.....
第4号議案	次期総会の開催地について	.....

## ○表彰関係

## ○資料

1	全国海区漁業調整委員会連合会会則	.....
2	海区漁業調整委員会委員の表彰要領	.....
3	全国海区漁業調整委員会連合会事務局職員ほう賞要綱	.....
4	第17期後期全国海区漁業調整委員会連合会役員一覧	.....

## 総会に対する理事の提出書

第1号議案 令和4年度事業報告書  
令和4年度収支決算書  
令和4年度剰余金処分（案）

第2号議案 令和5年度事業計画書（案）  
令和5年度収支予算書（案）

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

第4号議案 次期総会の開催地について

令和5年5月26日

理事	鈴木	精	理事	今野	智光
理事	小林	利幸	理事	小川	和久
理事	北田	國一	理事	江口	幸男
理事	工藤	幸博	理事	富田	重基
理事	大井	誠治	理事	網谷	繁彦
理事	上田	良介	理事	板倉	高司
理事	松村	徳夫	理事	今井	一郎
理事	岡本	彰	理事	佐々木	護
理事	半田	亮司	理事	甲山	博明

## 第 1 号 議 案

令和4年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

# I 令和4年度事業報告書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

## 1 主たる庶務事項

年 月 日	事 項
令和 4年 5月19日	・ 第168回理事会及び監事監査、令和4年度通常総会（第58回）を宮城県で開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大懸念のため書面開催
令和 4年 7月22日	・ 会長・副会長会議、第169回理事会を東京都千代田区で開催 ・ 中央要望活動 総会議決事項について関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国会議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望
令和 4年 8月29日	・ 令和4年度事務局長会議を岡山県で開催（書面開催）
令和 4年10月18日	・ 日本海ブロック会議を石川県金沢市で開催
令和 4年10月27日	・ 九州ブロック会議を長崎県長崎市で開催
令和 4年11月 8日	・ 東日本ブロック会議を神奈川県で開催（Web開催）
令和 4年11月10日 ～11月11日	・ 西日本ブロック会議を山口県下関市で開催
令和 4年12月 6日	・ 会長・副会長会議を東京都中央区で開催
令和 4年12月26日	・ 事務局職員研修会を三重県で開催（Web開催）
令和 5年 2月 9日	・ 事務局幹事会を東京都中央区で開催
令和 5年 3月10日	・ 第170回理事会、中間監事監査及びほう賞委員会を東京都港区で開催

## 2 主な事業の実施結果

### (1) 総会 令和4年度通常総会（第58回）（書面開催）

#### 議事

第1号議案「令和3年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について」  
原案のとおり承認した。

第2号議案「令和4年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について」  
原案のとおり承認した。

第3号議案「協議事項」（中央要望活動）

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

以上の7項目について、原案のとおり承認、関係方面へ要望することとし、要望方法については役員会に一任することに決定した。

第4号議案「次期総会の開催地について」

令和5年度通常総会を東京都で開催することを決定した。

### (2) 理事会

#### ① 第168回（書面開催）

令和3年度事業の実施状況、各ブロック会議における要望内容等を踏まえ、次年度通常総会（第59回）に提出する協議事項、事業計画書案等について、書面による審議を実施（併せて、選考委員会開催）

#### ② 第169回

ア 日 時 令和4年7月22日（金） 13:30～15:30  
イ 会 場 農林水産省8階中央会議室（東京都千代田区）  
ウ 内 容 水産庁への要望活動と併せて理事会を開催し、回答内容について水産庁管理調整課長及び担当官との意見交換を行った。

#### ② 第170回

ア 日 時 令和5年3月10日（金） 14:00～15:40  
イ 会 場 アジュール竹芝（東京都港区）  
ウ 内 容 令和4年度事業の実施状況、各ブロック会議における要望事項等を踏まえ、次年度通常総会（第59回）に提出する協議事項、事業計画書案等について審議を行った。

### (3) 会長・副会長会議

#### ① 令和4年度第1回

ア 日 時 令和4年7月22日(金) 9:30~10:00  
イ 会 場 農林水産省 8階中央会議室(東京都千代田区)  
ウ 内 容 関係省庁及び関係国会議員に対する要望内容について確認を行った。

#### ① 令和4年度第2回

ア 日 時 令和4年12月6日(金) 13:30~16:00  
イ 会 場 フクラシア八重洲(東京都中央区)  
ウ 内 容 各ブロック会議で決議された要望項目の取扱い等について協議・意見交換し、理事会への付議事項を決定した。

### (4) 要望活動

- ① 日 時 令和4年7月22日(金)
- ② 場 所 東京都内
- ③ 内 容 総会決議事項(第3号議案「協議事項」)について、関係省庁(水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁)及び衆・参両議院農林水産委員会委員長への要望活動を実施した。

### (5) ブロック会議

令和4年10月~11月の間、日本海、九州、東日本、及び西日本の順にブロック会議を開催し、各海区からの提出議案等について審議を行った。

#### ① 日本海ブロック会議

ア 日 時 令和4年10月18日(火)  
イ 場 所 KKRホテル金沢(石川県金沢市)  
ウ 議 事

- (1) 令和4年度全漁調連要望活動の結果について
- (2) 令和5年度要望事項について
- (3) 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議次期開催地について
- (4) 海区漁業調整委員会の権限と役割(水産庁資源管理部管理調整課)

#### ② 九州ブロック会議

ア 日 時 令和4年10月27日(木)  
イ 場 所 ホテルセントヒル長崎(長崎県長崎市)  
ウ 報告事項 全漁調連要望活動の結果等  
イ 議 事

- 第1号議案 令和5年度要望事項について
- 第2号議案 協議事項・照会について
- 第3号議案 次期開催海区について



エ その他 九州・山口県沖における外国船取締活動の概況について（報告）  
（九州漁業調整事務所）

オ 講演 新たな資源管理の推進について（水産庁資源管理部管理調整課）

③ 東日本ブロック会議

ア 日 時 令和 4 年 11 月 8 日（火）

イ 場 所 神奈川県（Web 開催）

ウ 報告事項 全漁調連要望活動の結果等

エ 議 事

第 1 号議案 令和 5 年度総会に向けた要望事項について

第 2 号議案 各ブロック新規要望提案について

第 3 号議案 次年度開催海区について

オ その他

ブロック内における情報交換

海区漁業調整委員会の権限と役割（水産庁資源管理部管理調整課）

④ 西日本ブロック会議

ア 日 時 令和 4 年 11 月 10 日（木）～11 月 11 日（金）

イ 場 所 下関グランドホテル（山口県下関市）

ウ 報告事項 全漁調連要望活動の結果等

エ 議 事

第 1 号議案 西日本ブロック会議要望事項について

第 2 号議案 次期開催海区について

オ 情報交換

（6）海区漁業調整委員会事務局職員研修会

令和 4 年度事務局職員研修会を開催し、事務局職員の見識を深めた。

① 日 時 令和 4 年 12 月 26 日（月）

② 場 所 三重県（Web 開催）

② 内 容

ア 講義

海区漁業調整委員会の権限と役割（水産庁資源管理部管理調整課）

イ 都道府県事例報告及び意見交換

委員会指示による規制とその際の注意事項等について

遊漁者に対する有効な資源管理の枠組について

（7）事務局長会議

① 日 時 令和 4 年 8 月 29 日（月）

② 場 所 岡山県（書面開催）

② 内 容 次の各事項について協議を行った。

ア 令和 4 年度全漁調連事業計画について

イ 令和 4 年度事務局職員等研修会のテーマについて

ウ ブロック会議の計画・運営について

エ 全漁調連諸会議の実施状況と令和5～9年度の開催計画について

オ 海区漁業調整委員会の運営について

(8) 委員・職員名簿、委員会指示集及び会報の発行

以下の冊子等を作成し、各海区漁業調整委員会ほか関係機関に配布した。

- ① 「海区漁業調整委員会委員・職員名簿」令和4年5月  
編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（三重海区）
- ② 「海区漁業調整委員会指示集（令和3年度版）」令和5年3月  
編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（熊本県連合海区）
- ③ 「全国海区漁業調整委員会連合会会報第150号」令和5年3月  
編集・発行 全国海区漁業調整委員会連合会事務局（静岡海区）

## Ⅱ 令和4年度収支決算書

### 1 収入の部 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:円)

科目	本年度予算額	収入額	比較増減	備考
会費	0	0	0	会員 40 都道府県
繰入金	0	0	0	
雑収入	45,354	2,107	△ 43,247	預金利子、徽章代
繰越金	14,054,646	14,054,646	0	
計	14,100,000	14,056,753	△ 43,247	

※新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止、縮小等に伴い、繰越金が過剰となったため、特例措置として令和4年度会費を全会員免除した。

(参考)会費内訳	39 都府県 × 160 千円 =	6,240 千円
	北海道 × 400 千円 =	400 千円
	計	6,640 千円

## 2 支出の部

(単位:円)

科目	本年度予算額	執行額	執行率	備考
<b>(1) 総務費</b>	<b>617,000</b>	<b>379,190</b>	<b>61%</b>	
旅費	150,000	0	0%	総会打合せにかかる旅費
消耗品費	100,000	14,840	15%	web会議用機器等
印刷製本費	200,000	202,950	101%	会報誌印刷費、名簿印刷費等
通信運搬費	120,000	120,700	101%	郵便代、運送料、振込手数料等
会議費	0	3,700	0%	引継業務会場使用料
連絡調整費	0	0	0%	
人件費	0	0	0%	
使用料・賃借料	0	0	0%	
負担金	37,000	37,000	100%	全国漁場環境保全対策協議会
慶弔費	10,000	0	0%	全内漁管連総会祝電代
<b>(2) 事務局長会議費</b>	<b>545,000</b>	<b>0</b>	<b>0%</b>	開催地:岡山県
旅費	170,000	0	0%	事務局旅費
会議費	375,000	0	0%	担当海区経費
<b>(3) ブロック会議費</b>	<b>2,900,000</b>	<b>1,428,057</b>	<b>49%</b>	開催地:神奈川、石川、山口、長崎
旅費	500,000	437,137	87%	担当副会長・事務局
会議費	2,400,000	990,920	41%	担当海区経費 各600千円
<b>(4) 研修会費</b>	<b>725,000</b>	<b>0</b>	<b>0%</b>	開催地:三重県
旅費	350,000	0	0%	発表者
研修会費	375,000	0	0%	担当海区経費
<b>(5) 役員会費</b>	<b>1,980,000</b>	<b>1,477,727</b>	<b>75%</b>	理事会・正副会長会議・監事会
旅費	1,530,000	1,091,767	71%	役員・事務局
会議費	450,000	385,960	86%	
<b>(6) 総会費</b>	<b>1,600,000</b>	<b>165,056</b>	<b>10%</b>	5月:宮城県
旅費	100,000	26,720	27%	会長、事務局
消耗品費	450,000	34,056	8%	受賞者記念品代等
印刷製本費	150,000	104,280	70%	議案書印刷費
会議費	900,000	0	0%	会場使用料等
<b>(7) 活動対策費</b>	<b>550,000</b>	<b>580,112</b>	<b>105%</b>	要望活動
旅費	500,000	547,129	109%	役員・事務局
活動対策費	50,000	32,983	66%	要望書印刷費等
<b>(8) 予備費</b>	<b>5,183,000</b>	<b>0</b>	<b>0%</b>	
<b>計</b>	<b>14,100,000</b>	<b>4,030,142</b>	<b>29%</b>	

会費収入	執行額	会費収入に占める割合
(6,640,000)	4,030,142	61%

### Ⅲ 令和4年度剰余金処分(案)

#### 1 当期末処分剰余金

本年度収入額	14,056,753 円
--------	--------------

本年度支出額	4,030,142 円
--------	-------------

差引(未処分剰余金)	10,026,611 円
------------	--------------

#### 2 剰余金処分(案)

次年度繰越金	10,026,611 円
--------	--------------

# 監 事 の 意 見 書

令和5年5月26日に会長から提出された令和4年度事業報告書、収支決算書の各事項並びに関係帳簿、証憑書類を監査したところ、その内容は適正なものと認めます。

令和5年5月26日

全国海区漁業調整委員会連合会

監 事            川 崎 一 好

監 事            有 元 貴 文

監 事            小 野 眞 一

## 第 2 号 議 案

令和 5 年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

# I 令和5年度事業計画書（案）

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始された。改正後2年が経過した現在は、漁業許可、海面利用制度の改正・見直しの影響が発現しているところであり、また、新たな資源管理に対する様々な検討が進められているところである。

全国40都道府県の72海区漁業調整委員会で構成される本連合会は、漁業法第一条に掲げる「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的利用を図り、もって漁業生産力を発展させること」を目的として、水産業の発展に寄与するため令和5年度に次の事業を実施するものとする。

## 1 総会の開催（令和5年5月26日：東京都港区）

通常総会を開催し、令和5年度事業計画等を決定するとともに、関係省庁等への要望事項を採択する。

### （1）通常総会

第1号議案 令和4年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和5年度事業計画書案及び収支予算書案について

第3号議案 協議事項（令和5年度全漁調連要望書（案）について）

第4号議案 次期総会の開催地について

その他

### （2）表彰

① 委員表彰

② 事務局職員ほう賞

## 2 理事会（役員会）の開催（令和5年5月26日、6月、令和6年3月）

当連合会の運営及び漁業調整問題、各ブロック会議における各種決議事項等について、審議、検討を行うとともに、総会決議に基づく要望事項について関係省庁等と協議又は要望を行う。

また、総会に付議する事項について審議、決定する。

## 3 ブロック会議（令和5年10～11月）

海区漁業調整委員会が直面する諸問題について、その対応策を協議、検討する。

また海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築する。

令和5年度ブロック会議の開催予定

東日本ブロック … 静岡

日本海ブロック … 山口



西日本ブロック … 広島

九州ブロック … 佐賀

#### 4 事務局職員研修会（令和5年10月 鹿児島）

海区漁業調整委員会事務局職員の資質向上に資するため、漁業をとりまく諸情勢や漁業調整問題等に関する研修会を開催する。

※ 水産庁が主催する「都道府県漁業調整担当者会議」と併催

#### 5 事務局長会議（令和5年6月 北海道）

海区漁業調整委員会並びに全国海区漁業調整委員会連合会等の運営の円滑化を図るため、実務等諸問題について協議、検討する。

#### 6 漁業調整活動対策等

各海区より提案があった下記の事項について、関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国会議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望し、漁業調整を取り巻く諸問題の改善を図る。

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロの資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

また、漁業系統団体等から構成される「全国漁場環境保全対策協議会」の会員として、漁場環境保全のための活動に努める。

その他、当連合会の事業を効果的かつ円滑に推進するため、関係省庁・関係機関等との協議、調整を行う。

#### 7 会報等の発行

各海区における実務等の参考とするため、下記の冊子等を発行する。

- (1) 「会報」を年1回以上発行し、会員への情報提供を行う。
- (2) 「海区漁業調整委員会指示集（令和4年度版）」を発行し、会員の実務の参考に資する。
- (3) 海区漁業調整委員会の組織現況の把握、会員間連絡等に供するため、「海区漁業調整委員会委員・事務局職員名簿」を発行する。
- (4) その他、必要に応じて漁業調整委員会事務局に関する資料を編纂、発行し、会員の実務の参考に資する。

## Ⅱ 令和5年度収支予算書

### 1 収入の部 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:円)

科目	本年度予算額	前期予算額	比較増減	備考
会費	6,640,000	0	6,640,000	会員 40 都道府県
繰入金	0	0	0	
雑収入	33,389	45,354	△ 11,965	預金利子、徽章代
繰越金	10,026,611	14,054,646	△ 4,028,035	
計	16,700,000	14,100,000	2,600,000	

会費内訳	39 都府県 × 160 千円 =	6,240
	北海道 × 400 千円 =	400
	計	6,640

## 2 支出の部

(単位:円)

科目	令和5年度予算額	令和4年度予算額	増減	備考
<b>(1) 総務費</b>	<b>617,000</b>	<b>617,000</b>	<b>0</b>	
旅費	150,000	150,000	0	総会打合せにかかる旅費
消耗品費	100,000	100,000	0	web会議用機器
印刷製本費	200,000	200,000	0	会報誌印刷費、名簿印刷費等
通信運搬費	120,000	120,000	0	郵便代、運送料、振込手数料等
会議費	0	0	0	
連絡調整費	0	0	0	
人件費	0	0	0	
使用料・賃借料	0	0	0	
負担金	37,000	37,000	0	全国漁場環境保全対策協議会
慶弔費	10,000	10,000	0	全内漁管連総会祝電代
<b>(2) 事務局長会議費</b>	<b>545,000</b>	<b>545,000</b>	<b>0</b>	開催地:北海道
旅費	170,000	170,000	0	事務局旅費
会議費	375,000	375,000	0	担当海区経費
<b>(3) ブロック会議費</b>	<b>2,900,000</b>	<b>2,900,000</b>	<b>0</b>	開催地:静岡、山口、広島、佐賀
旅費	500,000	500,000	0	担当副会長・事務局
会議費	2,400,000	2,400,000	0	担当海区経費 各600千円
<b>(4) 研修会費</b>	<b>725,000</b>	<b>725,000</b>	<b>0</b>	開催地:鹿児島県
旅費	350,000	350,000	0	発表者
研修会費	375,000	375,000	0	担当海区経費
<b>(5) 役員会費</b>	<b>1,980,000</b>	<b>1,980,000</b>	<b>0</b>	理事会・正副会長会議・監事会
旅費	1,530,000	1,530,000	0	役員・事務局
会議費	450,000	450,000	0	
<b>(6) 総会費</b>	<b>2,150,000</b>	<b>1,600,000</b>	<b>550,000</b>	5月:東京都
旅費	100,000	100,000	0	会長、事務局
消耗品費	1,000,000	450,000	550,000	受賞者記念品代等
印刷製本費	150,000	150,000	0	議案書印刷費
会議費	900,000	900,000	0	会場使用料等
<b>(7) 活動対策費</b>	<b>750,000</b>	<b>550,000</b>	<b>200,000</b>	要望活動
旅費	700,000	500,000	200,000	役員・事務局
活動対策費	50,000	50,000	0	要望書印刷費等
企画費	0	0	0	
<b>(8) 予備費</b>	<b>7,033,000</b>	<b>5,183,000</b>	<b>1,850,000</b>	
計	<b>16,700,000</b>	<b>14,100,000</b>	<b>2,600,000</b>	
<b>支出予算額計</b>	<b>9,667,000</b>	<b>8,917,000</b>	<b>750,000</b>	

# 第 3 号 議 案

協議事項（中央要望活動）

令和 5 年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロの資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

## 令和5年度 全漁調連要望書(案)

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始されました。改正後2年が経過した現在は、漁業許可、海面利用制度の改正・見直しの影響が発現しているところであり、また、新たな資源管理に対する様々な検討が進められているところです。

このような状況下で、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性を増すものと期待されております。

我が国の漁業を取り巻く環境は、依然として、資源の減少や魚価の低迷、多発する外国漁船の違法操業による資源の収奪、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。

法改正後には、新たな資源管理の推進を目指したTAC候補魚種の検討が始まりましたが、資源評価精度の向上、漁業者や関係団体との対話、資源管理手法の検討等、未だ解決されない課題が残っている上、現行TAC魚種についても資源の変動に対する柔軟な対応やIQ制度の運用にかかる課題が浮き彫りとなっており、今後も、国全体で効果的な資源管理手法を検討・検証していくことが必要な状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症が日常生活に浸透し、我々の生活のあり方も大きく変化しております。かつてないほど多くの人々が、遊漁だけにとどまらない海洋レジャーを楽しむようになり、遊漁者、プレジャーボート利用者等との海面利用者の調整、管理のあり方を今まで以上に検討していかななくてはなりません。

国際情勢もこの数年で大きく変わり、周辺国との漁業調整、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。

さらに、東京電力第一原子力発電所の事故においては、事故発生から12年が経過し、様々な取組により水産物の需要は回復傾向にあるものの、令和5年1月の関係閣僚会議において、ALPS処理水の海洋放出について、具体的な放出時期として令和5年春から夏頃を見込むことが示され、新たな風評が生じることへの懸念や水産物の需要減少が危惧されております。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和5年5月26日の第59回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和5年5月

全国海区漁業調整委員会連合会  
会 長 今野 智光

## 新規要望項目

- ・ 漁業監督吏員の資質向上（沿岸漁場の秩序維持について）
- ・ 違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化（沿岸漁場の秩序維持について）
- ・ 沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について（太平洋クロマグロの資源管理について）
- ・ A I Sを活用した事故防止・安全航行の指導（沿岸資源の適正な利用について）
- ・ 漁獲量を正確に把握する仕組みの整備（漁業法改正後の制度運用について）
- ・ 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の新技術の開発・普及（漁業法改正後の制度運用について）
- ・ 遊漁者に資源管理を行わせる体制整備（海洋性レジャーとの調整等について）
- ・ ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化（海洋性レジャーとの調整等について）

## 全要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロの資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

## 新規要望項目

### II 沿岸漁場の秩序維持について

#### 漁業監督吏員の資質向上

漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。

#### 違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化

違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。

### III 太平洋クロマグロの資源管理について

#### 沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について

広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会を跨ぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。

大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、現行の知事管理（属人管理）ではなく、大臣管理として国で管理すること。

### IV 沿岸資源の適正な利用について

#### A I Sを活用した事故防止・安全航行の指導

A I S利用の普及に努めるとともに、A I Sが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はA I Sを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。

### V 漁業法改正後の制度運用について

#### 漁獲量を正確に把握する仕組みの整備

T A C魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合で



も、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整えること。

### **定置網漁業の特性に応じた資源管理型の新技術の開発・普及**

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

## **Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について**

### **遊漁者に資源管理を行わせる体制整備**

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進めること。

### **ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化**

ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償するため、ミニボートの保険加入を義務付けること。また、日本漁船組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも当該保険対象とするよう働きかけること。

## 全要望項目

### I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

令和2年12月の改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続き対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必須必要不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

#### 1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

#### 2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業法改正に伴い、知事からの資源管理状況の報告徴収や、TAC制度対象魚種ごとの漁獲割当の変更方針の諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構としての役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するために、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

#### 3 新たな漁業関係法令の改正について

改正漁業法の下でも、海区漁業調整委員会の適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

#### 4 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められる。そのためには、海区漁業調整委員のさらなる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

## II 沿岸漁場の秩序維持について

近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反（密漁）が後を絶たず、その対策が強く求められています。

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。

改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今後、生産者と流通団体がさらなる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

## 1 違法操業の取締強化等

- ① 組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギを始めとする密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。
- ② また、漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。【新規】（再掲）

## 2 「密漁もの」の流通防止

- ① 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主体的に排除するようより高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。
- ② 違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。【新規】（再掲）
- ③ 水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入・改修により事業内容を見直すなど、現場の負担をより一層軽減するための措置を講じること。
- ④ シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。

## III 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊が稀であった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念

されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

## 1 クロマグロ資源の適正利用

### ① 資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等

北太平洋マグロ類国際科学小委員会（ISC）によると、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の決定事項である暫定回復目標（親魚資源量を2024年までに歴史的中間値である約4万3千トンへ回復）を既に達成し、次期回復目標（漁獲がない場合の資源量の20%（約13万トン）まで回復）も令和5年に達成見込みであることなどを踏まえ、WCPFCにおいて、さらなる漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。その際には近年の来遊状況の変化にも配慮した配分とすること。

また、令和3年4月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう引き続き措置すること。

### ② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等

ア 漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合わせて検討すること。

イ また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。

ウ 大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生し

ていることを踏まえ、漁場利用ほかの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

エ 資源管理の推進にあたっては、定置漁業など魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少も懸念されるなど沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明を行うとともに瀬戸内海等の新たな来遊海域における資源調査を行うこと。

### ③ 沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について【新規】（再掲）

ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会を跨ぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。

イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、現行の知事管理（属人管理）ではなく、大臣管理として国で管理すること。

## 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置

### ① 漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。また、定置網におけるやむを得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保やより機動的な枠の融通などの仕組みを確立すること。

### ② 漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設

ア 定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援策を行うこと。

イ 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じるほか、混獲回避機器の導入や放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる漁具、行える作業等の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。

また、上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

ウ 数量管理にあたり、やむを得ず放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。

### ③ 漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等

数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。

漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

### ④ 漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

## 3 遊漁者等の操業自粛措置

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、国際的なくろまぐろの資源管理の経緯や国内漁業者の取組み状況について、遊漁者の理解が深まるよう丁寧な説明を行い周知を徹底すること。

また、遊漁者による大型魚採捕については、採捕禁止等の規制の徹底に向け、具体的な管理体制を国の責任で早急に整備するとともに、迅速かつ正確な採捕数量の報告を徹底させるよう、強く指導すること。

## IV 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可

欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合（大臣許可）漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマやマサバについては、令和3年2月に北太平洋漁業委員会（N P F C）で、令和3年と令和4年の資源管理措置は、現行の漁獲枠を40%削減することで合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

クロマグロ漁業では、漁獲可能量管理が開始されていますが、クロマグロの漁獲制限により、大中型まき網漁業等の漁獲対象が、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

つきましては、漁業者が永年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

## 1 沿岸漁業と沖合（大臣許可）漁業の調整

① 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のため、コロナ禍においても感染症対策を十分に講じたうえで、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

② 沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止（自粛）区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。

③ カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によ



るスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理を強化すること。

④ レジームシフトや地球温暖化など海洋環境の変化・変動に対応した研究を推進し、効率的な資源管理と適切な操業調整を行い、漁獲効率の大きい沖合漁業については漁獲対象魚種の拡大を抑制するとともに、ブリ、マダイなどの重要魚種については未成魚や産卵親魚の大量漁獲を規制するなど、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るため必要な措置を講ずること。

⑤ いわゆる「もうかる漁業」など漁船トン数の増加や操業方法の変更を伴う新たな取組の導入にあたっては、資源や漁場について沿岸漁業との競合が想定される。また、今後「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針が示されており、沿岸漁業と競合する漁場については漁場制限などの規制を行うなど、適正な資源及び漁場利用が図られるように沿岸漁業者と十分な調整を行うこと。

## 2 マサバ太平洋系群の適正利用

① 安定的な再生産に必要な産卵親魚量の確保に向けた適正な数値目標を設定するとともに、関係漁業者による休漁などの資源管理計画が確実に履行されるよう、引き続き指導すること。また、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き未成魚を中心とした資源管理の取り組みを一層、強力に指導するとともに、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視すること。

また、マサバ太平洋系群の主産卵場である伊豆諸島近海海域において、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう関係漁業者に指導すること。

② 目標管理基準値は、レジームシフトや地球温暖化などの海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけでなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。

③ 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行なう等、経営を維持するための対策を

講じること。

### 3 カツオ資源の適正利用

近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。

また、漁場競合が生じている大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大臣許可漁業と沿岸曳縄漁業との資源利用並びに操業調整の対策や取組を推進すること。

### 4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

### 5 沖合漁業の操業秩序の確立

① 大中型まき網漁船に対する実効性の高い指導及び取締の強化のため、本船だけでなく灯船等（付属船）へのVMS設置を義務づけるとともに、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導取締りを強化し、関係沿岸都道府県の関係機関にその結果を公表すること。

なお、VMS航跡情報の運用・活用については、国及び都道府県における意見交換や検討会の場も設け、当初の設置目的にとらわれることなく、水産資源の適切な管理、漁業秩序の確立等のため、許可条件とするなど改善を図ること。

② VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努めるとともに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処

分は、迅速厳正に行うこと。

③ A I S利用の普及に努めるとともに、A I Sが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はA I Sを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。【新規】（再掲）

## V 漁業法改正後の制度運用について

70年ぶりに改正された漁業法が令和2年12月1日から施行されました。改正漁業法のもとでは、T A C魚種の拡大やI Qが導入されますが、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱いています。

また、漁業権については、法定の免許の優先順位が廃止されたことで、次の漁業権切替では事務上の混乱が生じる懸念があります。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

### 1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと。

また、そのためのシステムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に、許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、整備が十分に進んでいないため、令和4年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。

### 2 新制度の円滑な運用について

① 新たな制度の円滑な運用にあたっては、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

② 改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止

されて初めての切替となることから、この手続きが円滑に行われるよう、国は都道府県に対して適切に指導・助言を行うこと。

### 3 新たな資源管理措置等について

① 新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。また、ロードマップ等に示されているスケジュールに固執することなく、対象魚種ごとに最善の科学技術を用いて生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種や、数量管理が困難または適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないこと。

② TAC対象魚種の追加は漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者や関係団体に情報提供や説明をわかりやすく行うこと。また、行政・研究機関の指導のもと、漁業実態や経済価値を踏まえた実行可能性について丁寧に議論し、漁業者等の理解と合意のもとに慎重に進めること。

③ 数量管理の導入にあたっては地域の漁業の特性を考慮するとともに、漁獲可能量の配分は都道府県等の間で漁獲枠の融通を積極的に行うなど、漁獲枠の上限を超える漁獲による採捕停止に追い込まれない仕組みを構築すること。特に選択的に漁獲ができない定置網等の網漁業や地先への来遊に依存する沿岸の零細漁業などの経営に十分配慮すること。そのうえで、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するための十分な対策を講じること。

④ 漁獲量の規制には、漁業機会の減少が伴う。新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。

⑤ TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整えること。【新規】（再掲）

⑥ 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発す

るとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。【新規】（再掲）

## VI 外国漁船問題等について

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いていますが、尖閣諸島に対する中国の不当な干渉や韓国による竹島の不法占拠等により当該海域での我が国の漁業者の操業が不能となり、共同で利用されるべき暫定水域等を韓国や中国の漁船に一方的に占拠される等の状況が続いています。

また、平成25年に調印された日台漁業取決めでは、我が国の排他的経済水域内で台湾漁船の操業を認めるなど関係漁業者の大きな負担となった他、平成28年1月にはロシア連邦議会においてロシア水域におけるさけ・ます流し網漁業の操業を禁止する法律が成立したことから、日本漁船が同水域でさけ・ます流し網漁業の操業ができなくなるなど、地域経済に大きなダメージを与えるような新たな問題も次々に発生しています。

さらに、我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。これに加え、平成29年6月以降大和堆において数百隻規模の北朝鮮籍とみられるいかさし網漁船による違法操業が継続しており、我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど操業妨害、安全操業を脅かす新たな事態も生じています。

外国漁船は、資源管理の必要を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、平成26年8月の尖閣諸島近海で悪質な当て逃げ事故、令和元年10月には日本海大和堆周辺の我が国排他的水域内での衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和4年に入って以降これまでにない頻度で発射され、射程距離の精度向上が見られることから、日本海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱く

とともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

## 1 排他的経済水域の境界の画定

竹島の領土権の確立など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。その実現までの間、実効ある資源管理措置の早急な確立を図ること。

## 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

① 日台漁業取決め適用水域内から、「東経 125 度 30 分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、当該水域及び取り決め適用水域を除く地理的中間線から東の水域においては、台湾漁船の操業を一切認めないこと。また、先島諸島の南側の水域については、今後一切、協議の対象としないこと。

② 日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船の P I 保険への加入義務化を促すこと。

③ 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、更なる許可隻数の削減や我が国の EEZ 内における操業禁止を含めた操業規制の強化を行うこと。

日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。

④ 中国については、日中暫定水域における資源管理強化や排他的経済水域内における操業条件について、我が国の漁船が安心して操業できるよう関係漁業者の意向を尊重した協定の見直しを進めること。

さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網

除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。

また、北緯 27 度以南の海域について日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう、日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

⑤ 地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保を強力に推進するとともに、積極的な外交交渉による操業条件の緩和と国による支援を行うこと。

⑥ 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。また、漁具被害が発生していることからロシア船による漁具被害発生時において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無に関わらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

また、漁獲対象であるイトヒキダラやイワシ・サバの資源評価を実施し、資源に影響のない範囲で漁獲割当量を設定すること。

### 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

① サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業を未然に防ぐためにも、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻ならびに人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。

② 中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。

③ 外国漁船等の我が国海域への避泊にあたっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域者に対する基本ルール遵守の徹底指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

④ 北朝鮮のミサイル発射については、外交ルート等を通じて根本的な

解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。

#### 4 被害の救済

韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。

### VII 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特にプレジャーボートや遊漁船等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されるなど、漁業との間に様々な摩擦があることから、その解消に向け、両者による協議やマナーの啓発などの努力が続けられています。

また、遊漁に限らず、機動性の高いプレジャーボート等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えています。特に、未熟な利用者による無謀な操船で海難事故も頻発しているところです。

中でも、免許・登録が不要ないわゆる「ミニボート」は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。国におかれては民間団体と連携しつつ、利用者への啓発や安全講習会の実施などの安全対策を実施していますが、ミニボートによる海難事故は、近年、増加しており、人命の安全を守るためにも、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

さらに、これら船舶等を使用した遊漁が漁業の資源管理に大きな影響を与えることが危惧されています。

一方、遊漁に限らず、機動性の高いプレジャーボートやジェットスキ



一等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えています。特に、未熟な利用者による無謀な操船で海難事故も頻発しているところです。

また、プレジャーボート、ミニボートで海難事故を起こした利用者が十分な保険に加入していないことが多く、漁具、漁船等の物損被害の補償トラブルに発展することも珍しくありません。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

## 1 遊漁と漁業の調整

### ① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施

地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

### ② スピアフィッシングに対する規制強化

漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシングに際しては視認しやすいブイ等の標識表示を義務付けるなど実行性のある海難防止対策を図ること。

### ③ 遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、プレジャーボート、遊漁船等を利用する遊漁者に対して、漁業者の主要な漁獲対象である魚種については釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること。

### ④ 遊漁者に資源管理を行わせる体制整備【新規】（再掲）

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進めること。

遊漁者は都道府県域を越えて移動することを踏まえ、組織化に向けては、都道府県単位ではなく、国が主体となって働きかけを行うこと。

## 2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

① プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

② プレジャーボート利用者の把握や組織化等、新たな対策の検討

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

## 3 ミニボートによる危険行為の防止

① 安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。

② 海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施

ミニボートの海難事故は一向に減少しておらず、事故防止や漁業操業妨害行為防止のために規制強化も含めた効果的な対策が必要であることや、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、安全啓発活動だけではなく、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備

商品を販売する際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。

④ ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化【新規】(再掲)

ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償するため、ミニボートの保険加入を義務付けること。また、日本漁船保険組合の

プレジャーボート責任保険の保険対象外である船底が FRP 成型されていないエンジン付きゴムボートも当該保険対象とするよう働きかけること。

## 第 4 号 議 案

次期通常総会の開催地について

## 次期通常総会の開催地について

次期通常総会（第 60 回）を東京都で開催する。

# 令和5年度連合会会長表彰

- ・受賞者名簿

海区漁業調整委員会委員表彰

事務局職員ほう賞

## 令和5年度受賞者名簿

### 1 海区漁業調整委員会委員表彰（一般表彰）一覧

No.	区分	都道府県	海区	氏名	ふりがな
1	一般表彰	北海道	石狩後志海区	川内谷 藤一	かわうちや ふじいち
2	一般表彰	北海道	石狩後志海区	野崎 泰生	のぎき やすお
3	一般表彰	北海道	檜山海区	水野 諭	みずの さとし
4	一般表彰	北海道	檜山海区	石橋 満	いしばし みつる
5	一般表彰	北海道	檜山海区	工藤 智司	くどう さとし
6	一般表彰	北海道	渡島海区	阿部 国雄	あべ くにお
7	一般表彰	北海道	渡島海区	柴田 一	しばた はじめ
8	一般表彰	北海道	胆振海区	室村 吉信	むろむら よしのぶ
9	一般表彰	北海道	胆振海区	傅 正宏	つたえ ただひろ
10	一般表彰	北海道	日高海区	佐藤 勝	さとう まさる
11	一般表彰	北海道	釧路十勝海区	北島 千也	きたじま かずや
12	一般表彰	北海道	釧路十勝海区	山崎 貞夫	やまざき さだお
13	一般表彰	北海道	釧路十勝海区	近藤 龍洋	こんどう たつひろ
14	一般表彰	北海道	根室海区	福原 正純	ふくはら まさおみ
15	一般表彰	北海道	根室海区	萬屋 昭洋	よろずや あきひろ
16	一般表彰	北海道	網走海区	深山 和彦	ふかやま かずひこ
17	一般表彰	北海道	網走海区	阿部 與志輝	あべ よしてる
18	一般表彰	北海道	宗谷海区	須永 忠幸	すなが ただゆき
19	一般表彰	北海道	宗谷海区	葛西 英裕	かさい ひでひろ
20	一般表彰	北海道	留萌海区	蝦名 修	えびな おさむ
21	一般表彰	青森県	青森県東部海区	木村 慶造	きむら けいぞう
22	一般表彰	青森県	青森県東部海区	竹林 雅史	たけばやし まさし
23	一般表彰	青森県	青森県西部海区	東 信行	あずま のぶゆき
24	一般表彰	岩手県	岩手海区	藏 徳平	くら とくへい
25	一般表彰	宮城県	宮城海区	尾定 誠	おさだ まこと
26	一般表彰	秋田県	秋田海区	三浦 清	みうら きよし
27	一般表彰	山形県	山形海区	佐藤 一道	さとう かずみち
28	一般表彰	山形県	山形海区	伊原 光臣	いはら みつおみ

No.	区分	都道府県	海 区	氏 名	ふりがな
29	一般表彰	茨城県	茨城海区	飛田 正美	とびた まさみ
30	一般表彰	茨城県	茨城海区	吉田 彰宏	よしだ あきひろ
31	一般表彰	茨城県	霞ヶ浦北浦海区	海老澤 武美	えびさわ たけみ
32	一般表彰	茨城県	霞ヶ浦北浦海区	大崎 匠	おおさき たくみ
33	一般表彰	千葉県	千葉海区	石井 春人	いしい はるひと
34	一般表彰	千葉県	千葉海区	黒沼 吉弘	くろぬま よしひろ
35	一般表彰	千葉県	千葉海区	滝口 宜彦	たきぐち よしひこ
36	一般表彰	千葉県	千葉海区	佐藤 光男	さとう てるお
37	一般表彰	千葉県	千葉海区	鈴木 正男	すずき まさお
38	一般表彰	千葉県	千葉海区	坂本 雅信	さかもと まさのぶ
39	一般表彰	東京都	東京海区	丸 裕二	まる ゆうじ
40	一般表彰	東京都	東京海区	山下 奉也	やました ともなり
41	一般表彰	新潟県	新潟海区	磯谷 光一	いそがい こういち
42	一般表彰	新潟県	新潟海区	神田 義信	かんだ よしのぶ
43	一般表彰	新潟県	新潟海区	菊池 弘之	きくち ひろゆき
44	一般表彰	富山県	富山海区	網谷 繁彦	あみたに しげひこ
45	一般表彰	富山県	富山海区	坂田 博美	さかた ひろみ
46	一般表彰	富山県	富山海区	高松 賢二郎	たかまつ けんじろう
47	一般表彰	福井県	福井海区	子末 とし子	こすえ としこ
48	一般表彰	静岡県	静岡海区	鈴木 精	すずき くわし
49	一般表彰	静岡県	静岡海区	日吉 直人	ひよし なおひと
50	一般表彰	愛知県	愛知海区	鈴木 惣和	すずき そうかず
51	一般表彰	愛知県	愛知海区	山本 昌弘	やまもと まさひろ
52	一般表彰	愛知県	愛知海区	中根 ・夫	なかね しずお
53	一般表彰	京都府	京都海区	益田 玲爾	ますだ れいじ
54	一般表彰	兵庫県	兵庫県瀬戸内海海区	社領 弘	しゃりょう ひろし
55	一般表彰	兵庫県	兵庫県瀬戸内海海区	中澤 卓生	なかざわ たくお
56	一般表彰	兵庫県	兵庫県瀬戸内海海区	東根 壽	ひがしね ひさし
57	一般表彰	兵庫県	但馬海区	村瀬 晴好	むらせ はるよし
58	一般表彰	和歌山県	和歌山海区	山本 薫	やまもと かおる
59	一般表彰	和歌山県	和歌山海区	小谷 芳正	こたに よしまさ
60	一般表彰	和歌山県	和歌山海区	吉田 俊久	よしだ としひさ
61	一般表彰	和歌山県	和歌山海区	山口 太志	やまぐち ふとし



No.	区分	都道府県	海 区	氏 名	ふりがな
62	一般表彰	島根県	隠岐海区	亀谷 潔	かめたに きよし
63	一般表彰	島根県	隠岐海区	前田 □樹	まえだ よしき
64	一般表彰	島根県	隠岐海区	升谷 健	ますたに けん
65	一般表彰	岡山県	岡山海区	井本 瀧雄	いもと たきお
66	一般表彰	岡山県	岡山海区	小谷 基	こだに もとい
67	一般表彰	岡山県	岡山海区	三宅 秀次郎	みやけ ひでじろう
68	一般表彰	広島県	広島海区	濱松 照行	はままつ てるゆき
69	一般表彰	山口県	山口県瀬戸内海海区	河野 直行	かわの なおゆき
70	一般表彰	山口県	山口県瀬戸内海海区	河内山 満政	こうちやま みちまさ
71	一般表彰	山口県	山口県瀬戸内海海区	内藤 武	ないとう たけし
72	一般表彰	山口県	山口県日本海海区	吉村 正義	よしむら まさよし
73	一般表彰	山口県	山口県日本海海区	藤田 昭夫	ふじた あきお
74	一般表彰	香川県	香川海区	橋本 時雄	はしもと ときお
75	一般表彰	香川県	香川海区	山本 浩智	やまもと ひろさと
76	一般表彰	香川県	香川海区	大北 永吏	おおきた えり
77	一般表彰	愛媛県	愛媛海区	中矢 宏明	なかや ひろあき
78	一般表彰	愛媛県	愛媛海区	平井 義則	ひらい よしのり
79	一般表彰	愛媛県	愛媛海区	林 喜代行	はやし きよゆき
80	一般表彰	愛媛県	愛媛海区	竹ノ内 徳人	たけのうち なるひと
81	一般表彰	高知県	高知海区	木下 清	きのした きよし
82	一般表彰	高知県	高知海区	問可 柁善	とが まさよし
83	一般表彰	高知県	高知海区	前田 浩志	まえだ ひろし
84	一般表彰	高知県	高知海区	益本 俊郎	ますもと としろう
85	一般表彰	福岡県	筑前海区	原田 恵美子	はらだ えみこ
86	一般表彰	福岡県	福岡県有明海区	松藤 文豪	まつふじ ぶんごう
87	一般表彰	福岡県	福岡県有明海区	堺 祥子	さかい よしこ
88	一般表彰	福岡県	福岡県豊前海区	原田 美紀	はらだ みき
89	一般表彰	長崎県	長崎県連合海区	志岐富美雄	しき ふみお
90	一般表彰	長崎県	長崎県南部海区	野田 清一	のだ せいいち
91	一般表彰	長崎県	長崎県南部海区	中澤 正弘	なかざわ まさひろ
92	一般表彰	長崎県	長崎県南部海区	浅川 勝	あさかわ まさる
93	一般表彰	長崎県	長崎県北部海区	高平 真二	たかひら しんじ
94	一般表彰	長崎県	長崎県北部海区	浦田 和男	うらた かずお
95	一般表彰	長崎県	五島海区	吉村 寛	よしむら ひろし
96	一般表彰	長崎県	五島海区	熊川 長吉	くまがわ ちょうきち

No.	区分	都道府県	海 区	氏 名	ふりがな
97	一般表彰	大分県	大分海区	須川 直樹	すがわ なおき
98	一般表彰	大分県	大分海区	阿部 義広	あべ よしひろ
99	一般表彰	宮崎県	宮崎海区	一政 伸壽	いちまさ のぶひさ
100	一般表彰	宮崎県	宮崎海区	山崎 宏	やまさき ひろし
101	一般表彰	鹿児島県	鹿児島海区	阿久根 金也	あくね きんや
102	一般表彰	鹿児島県	鹿児島海区	中馬 清文	ちゅうまん きよふみ
103	一般表彰	鹿児島県	鹿児島海区	肥後 正司	ひご まさし
104	一般表彰	鹿児島県	熊毛海区	甲山 博明	こうやま ひろあき
105	一般表彰	鹿児島県	熊毛海区	久賀 みず保	くが みずほ
106	一般表彰	沖縄県	沖縄海区	新立 弘子	しんだて ひろこ

106 名

## 2 事務局職員ほう賞 一覧

No.	区分	都道府県	海 区	氏 名	ふりがな
1	職員ほう賞	兵庫県	兵庫県瀬戸内海海区	森本 利晃	もりもと としてる
2	職員ほう賞	長崎県	対馬海区	永井 克宣	ながい かつのり

2 名

# 資 料

- 1 全国海区漁業調整委員会連合会会則
- 2 海区漁業調整委員会委員の表彰要領
- 3 全国海区漁業調整委員会連合会事務局職員ほう賞要綱
- 4 第17期 全国海区漁業調整委員会連合会役員一覧
- 5 会 員（関係海区漁業調整委員会）

# 1 全国海区漁業調整委員会連合会会則

(目的)

第1条 この会は、海区漁業調整委員会の相互連絡を密にし、その全国結集により重要問題の解決を図り、地方行政の一翼を担う執行機関として適正円滑な運営を期し、もって全国水産業の発展に寄与し、その使命を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、全国海区漁業調整委員会連合会と称する。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、全国海区漁業調整委員会連合会会長（以下、「会長」という。）の属するブロックの海区漁業調整委員会の事務所内に置く。

2 ブロックは日本海ブロック、東日本ブロック、西日本ブロック、九州ブロックの4ブロックとする

(会員)

第4条 この会員は、全国海区漁業調整委員会をもって組織する。ただし、一都道府県内の数海区漁業調整委員会による連合海区漁業調整委員会は、その名において加入することができる。

(事業)

第5条 この会は、次の事業を行う。

- (1) 海区漁業調整委員会の相互連絡協議
- (2) 漁業振興対策の研究に関する事項
- (3) 海区漁業調整委員会の運営に必要な資料の作成
- (4) 海区漁業調整委員会の職員の研修
- (5) 連合会会報の発行
- (6) その他理事会において必要と認める事項

(役員)

第6条 この会の役員として理事18人以内及び監事3人を置く。

2 理事及び監事は、総会において会員である海区漁業調整委員会の会長（北海道連合海区漁業調整委員会にあっては会長及び副会長）のうちから会員が選出する。

3 役員任期は、4年とする。ただし、該当年の総会の日までとする。

役員が自己の属する海区漁業調整委員会の会長の職でなくなったときは、その後任の会長が残任期間その役員を承継する。

4 この会は、会長1人、副会長5人を置き、理事が互選する。

会長については、平成21年の総会までは東日本会ブロック選出の理事から、その後は任期毎に日本海ブロック、西日本ブロック、九州ブロック、東日本ブロックの順で、そのブロック選出の理事の中から選ばれる。

5 この会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は会長が理事会に諮り委嘱する。

(会長等の職務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め会長の指定する順位により会長の職務を代理する。

3 監事は、事業及び予算の執行状況について監査する。

(理事会)

第8条 理事会は、会長が必要と認めたとき随時開催する。

(会議)

第9条 この会の総会は、毎年1回開催するものとし、会長が招集する。ただし、会長が必要であると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

2 この会の総会は、総会員の過半数にあたる会員が出席しなければ開くことができない。

3 総会の議事は、出席会員の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(経 費)

第10条 この会の経費は、会費及び国の補助金等をもって充てる。

2 会費は、会員が属する都道府県を単位とし、年額16万円とする。ただし、北海道は年額40万円とする。

3 会長は、臨時に必要な場合は役員会に諮り、特別負担金を徴収することができる。

(事業年度)

第11条 この会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び収支決算)

第12条 会長は、事業年度終了後事業報告書及び収支決算書を作成し、次期総会においてその承認を受けるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第13条 会長は、事業計画書案及び収支予算書案を作成し、事業年度開始後の最初の総会においてその承認を受けるものとする。

(支 部)

第14条 この会に支部を置くことができる。

2 支部は、その区域内における事業を行う。

3 この会則に定めるほか、支部に関する事項は支部において定める。

(雑 則)

第15条 この会則の変更及び廃止は総会に諮りこれを定める。

第16条 この会則に定めるほか、必要な事項は会長がその都度定める。

付 則

この会則は昭和40年7月26日から施行する。

付 則

この会則は昭和42年5月19日から施行する。

付 則

この会則は昭和44年4月1日から施行する。

付 則

この会則は昭和46年5月7日から施行する。

付 則

この会則は昭和47年5月25日から施行する。

ただし、第6条の現行の役員の任期は従前のおりとする。

付 則

この会則は昭和48年5月8日から施行する。

付 則

この会則は昭和49年5月8日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は昭和50年4月1日から施行する。

付 則

この会則は昭和53年5月15日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は昭和53年4月1日から施行する。

付 則

この会則は昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この会則は平成元年5月12日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は平成元年4月1日から施行する。

付 則

この会則は平成5年5月21日から施行する。

付 則

この会則は平成11年5月11日から施行する。

付 則

この会則は平成15年5月15日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は平成15年4月1日から施行する。

付 則

この会則は平成18年5月11日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は平成18年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成19年5月9日から施行する。

付 則

この会則は平成22年5月20日から施行する。

ただし、第10条第2項の改正規定は平成22年4月1日から施行する。

## 2 全国海区漁業調整委員会連合会海区漁業調整委員会委員の表彰

### 要領

#### (目的)

第1 全国海区漁業調整委員会連合会（以下、「全漁調連」という）は、各海区漁業調整委員会の委員として永年にわたりその職責を全うしたものを表彰し、委員会の活発な調整活動の推進を図ることを目的とする。

#### (表彰の方法)

第2 表彰は一般表彰と記念表彰とし、一般表彰は全漁調連の通常総会において、記念表彰は記念大会において全漁調連会長から被表彰者に対してそれぞれの賞状を授与することにより行う。

#### (表彰の対象)

第3 この要領により表彰を受けるものは、委員会の運営に功績顕著な者であって、当該海区の会長から推薦のあった者について表彰選考委員会の選考を経たものとする。

#### (表彰選考委員会)

第4 全漁調連理事会に会長他5名をもって構成する表彰選考委員会を設置する。  
表彰選考委員会の委員長は、全漁調連会長とする。

#### (被表彰者の推薦)

第5 各海区漁業調整委員会の会長は、次に定める表彰基準に該当する者については、総会又は大会開催の2か月前までに全漁調連会長あてに推薦しなければならない。

#### (表彰基準)

第6 一般表彰及び記念表彰にあつては、次の基準によって表彰する。

##### 1 一般表彰

表彰を実施する通常総会の開催前の3月31日（以下、「基準日」という）現在において、委員として10年以上就任した者。

ただし、基準日の1年以上前に退任している者、過去において委員功績により農林水産大臣及び水産庁長官の表彰を受けた者及びこの要領に基づく一般表彰を受けた者は除く。

##### 2 記念表彰

前号ただし書きの表彰を受けた者であつて、記念大会の都度全漁調連理事会において決定する表彰基準に該当する者。

#### (大臣表彰等の推薦)

第7 全漁調連会長は、記念表彰の被表彰者であつて、特に功績顕著な者については、

表彰選考委員会の議を経て農林水産大臣表彰及び水産庁長官表彰を推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第8 被表彰者の決定は、第6の表彰基準に基づいて表彰選考委員会が審査し、決定する。

(推薦の手続き)

第9 被表彰者の推薦は、被表彰者推薦名簿(別紙様式)に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(イ) 履歴書

(ロ) 功績調書

(ハ) その他参考となる資料

付 則

この要領は、昭和51年11月26日から施行する。

付 則

この要領は、平成3年2月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成6年3月16日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年3月6日から施行する。



### 3 全国海区漁業調整委員会連合会事務局職員ほう賞要綱

#### 第1 目 的

全国海区漁業調整委員会連合会に加入している海区漁業調整委員会及び連合海区漁業調整委員会事務局職員で、永年勤務したもの、若しくは顕著な業績のあったものをほう賞し、その功労に報ゆるとともに、あわせて職員全般の執務意欲を高揚し、業務の運営能率を向上せしめるものとする。

#### 第2 分類及びその範囲

ほう賞の範囲は、次の各項の一に該当するもののうちから、ほう賞委員会の選考を経たものとする。また、事務局をほう賞の対象とすることもできる。

A 10年以上事務局職員として在席した者（永年勤続ほう賞）

B 旺盛な責任感に徹し、職務上の業績顕著な者（業績ほう賞）

#### 第3 ほう賞及びほう賞方法

ほう賞は、会長がほう賞状を授与することにより行う。

#### 第4 被ほう賞者の決定とその手続き

1 第一次選考は所属の各会長が、その所属職員に対して行い、各選考者はその結果に基づき会長に内申する。

2 会長は、各選考者の内申に基づきほう賞委員会の議に付して被ほう賞者を決定する。

3 ほう賞委員会の委員長は、会長とし、委員は会長の命ずる者5名をもって構成する。

#### 第5 実施期日

ほう賞の授与式は、原則として総会において行うものとする。

#### 付 則

この要綱は、平成19年3月8日から施行する。

#### 4 第17期後期全国海区漁業調整委員会連合会役員一覽

会 長	今 野 智 光	( 福 島 海 区 )
副会長 (会長職務代理)		
	鈴 木 精	( 静 岡 海 区 )
副会長	小 林 利 幸	( 福 井 海 区 )
副会長	小 川 和 久	( 三 重 海 区 )
副会長	北 田 國 一	( 広 島 海 区 )
副会長	川 寄 和 正	( 佐 賀 県 連 合 海 区 )
理 事	工 藤 幸 博	( 北 海 道 連 合 海 区 )
理 事	富 田 重 基	( 青 森 県 西 部 海 区 )
理 事	大 井 誠 治	( 岩 手 海 区 )
理 事	網 谷 繁 彦	( 富 山 海 区 )
理 事	上 田 良 介	( 但 馬 海 区 )
理 事	板 倉 高 司	( 鳥 取 海 区 )
理 事	松 村 德 夫	( 和 歌 山 海 区 )
理 事	今 井 一 郎	( 大 阪 海 区 )
理 事	岡 本 彰	( 徳 島 海 区 )
理 事	佐々木 護	( 愛 媛 海 区 )
理 事	志 岐 富美雄	( 長 崎 県 連 合 海 区 )
理 事	吉 田 照 豊	( 宮 崎 海 区 )
監 事	川 崎 一 好	( 北 海 道 連 合 海 区 )
監 事	有 元 貴 文	( 東 京 海 区 )
監 事	上 原 亀 一	( 沖 縄 海 区 )